

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」開催のご案内

—Web(ネット)でも申し込みができるようになりました—

主催 岐阜労働局長登録教習機関
公益社団法人 岐阜県労働基準協会連合会

登録番号:第130号
登録有効期間満了日:令和10年3月24日

特定化学物質及び四アルキル鉛を製造、取扱う業務のうち一定のものは、事業主は労働災害を防止するために作業主任者を選任し、その者に労働者の指揮その他必要な事項を行わせなければならないことになっています。

1)講習期日と会場・定員・申込受付期間

講習期日	会場	定員	申込受付期間
令和5年 6月 22日 (木) 6月 23日 (金)	大垣市民会館 (大垣市新田町1-2)	100名	令和5年4月17日(月)～令和5年6月1日(木) (Webによる申込みは令和5年6月8日までに完了してください)

注1:定員になり次第締切りますので、まずお電話で空き状況をご確認のうえ申込手続き願います。

注2:講習時間は、6)を参照ください。なお、受付時間は8:30～8:50です。**遅刻・早退は修了できません。**

注3:申込受付開始期日は厳守ください。

注4:新型コロナウイルス感染防止のため、発熱等風邪症状がある場合は受講の見合わせをお願いいたします。各自で咳エチケットや感染防止対策にご留意願います。

注5:講習当日は各自筆記用具及び受講票を持参してください。(受講票は受講日の2週間前に発送・発信いたします。Web申込みの方は、メールで届く受講票の画像または印刷したものを講習当日の受付で提示してください。)

注6:受講票発行後の受講者変更やキャンセル等の諸手続きは(公社)岐阜県労働基準協会連合会へご連絡ください。

2)受講料 1名につき 9,900円 テキスト代 1,980円 合計 11,880円
(消費税10%含む) 但し労働基準協会会員にはテキスト代のうち1,500円補助します。

*テキストは講習会の初日、会場にてお渡します。

注:受講料は講習開催日の3営業日までに納めてください。

3)申込方法

受講申込書に、写真1枚(申請前6ヶ月以内に撮影した上三分身、正面脱帽、背景無地、縦3.0cm×横2.5cm)、本人確認用の運転免許証又は健康保険証の写し(表裏)と受講料を添えて、4)申込先のいずれかに申込みください。なお、受講料のご送金の場合は、現金書留もしくは、銀行振込にて願います。

(振込み手数料は振込人負担で願います。)

また、ご都合で受講を取り止められる場合は、開催日の3営業日前までにご連絡願います。連絡がないときは受講料をお返しできません。

※ Web(ネット)申込は岐阜県労働基準協会連合会HP:各種講習・教育→技能講習→特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者のページからログイン願います。

4)お問合せ・受講申込みは…

協会名	所在地・電話・FAX	銀行振込の場合
(公社)岐阜県労働基準協会連合会	〒501-6133 岐阜市日置江4-48 TEL058-270-0380 FAX058-270-0388	(公社)岐阜県労働基準協会連合会 ・十六銀行 梅林支店 普通預金 0333551 ・大垣共立銀行 岐阜支店 普通預金 1099594 ◎振込先は、申込書利用、Web申込とも共通です ☆労働基準協会員の申込(Web以外)は必ず所属労働基準協会に願います。
(一社)岐阜労働基準協会	〒500-8152 岐阜市入舟町3-10 TEL058-246-0863 FAX058-247-4866	
(一社)大垣労働基準協会	〒503-0803 大垣市小野4-35-10 大垣市情報工房4F TEL0584-73-2272 FAX0584-73-2257	
(一社)飛騨地区労働基準協会連合会	〒506-0025 高山市天満町4-70 ア・ラックスビル2F TEL0577-32-2453 FAX0577-36-0350	
東濃労働基準協会	〒509-5127 土岐市土岐ヶ丘2-12-1 ききょうの丘健診プラザ内 TEL0572-56-1988 FAX0572-56-2002	
中濃労働基準協会	〒501-3874 関市平和通6-11-1 ワーク・プラザ関1F TEL0575-24-1806 FAX0575-24-1846	
恵那労働基準協会	〒509-7201 恵那市大井町2087-276 恵那建設会館2F TEL0573-26-1920 FAX0573-26-1921	
岐阜八幡労働基準協会	〒501-4221 郡上市八幡町小野3-2 明鳳ビル2F TEL0575-65-5908 FAX0575-65-5824	

5) 修了証の交付 講習の全科目を修め、修了試験に合格した者に当日修了証を交付します。

6) 講習科目及び時間

講習科目	範囲	講義時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項、特定化学物質障害予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則	第一日目 8:50～ 11:40 12:30～ 17:00
健康障害及びその予防措置に関する知識	特定化学物質による健康障害及び四アルキル鉛中毒の病理、症状、予防方法及び応急措置	
作業環境の改善方法に関する知識	特定化学物質及び四アルキル鉛の性質、特定化学物質の製造及び取扱い及び四アルキル鉛等業務に係る器具その他の設備の管理、作業環境の評価及び改善方法	第二日目 9:00～ 14:00 14:10～ 16:20 16:30～ 17:30
保護具に関する知識	特定化学物質の製造又は取扱い及び四アルキル鉛等業務に係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	
学科修了試験		

個人情報の取扱いに関する事項（提出いただく情報の取扱いについては、下記の事項を確認のうえお申し込みください。）
 ※ご提出いただきました個人及び企業・団体に関する情報は、当会が責任を持って管理し、①名簿の作成②修了証の発行
 ③修了証の再発行のための台帳作成④受講料等の入金確認のため、申込みいただきました講習会の適正な運営のため
 以外には使用いたしません。

----- 切 ----- 取 ----- 線 -----

受講No.

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習受講申込書

大垣市民会館
令和5年 6月22・23日

事業所名							
所在地	〒						
連絡者名	部	課	フリガナ氏名	電話番号	()		
受講者	フリガナ氏名	(旧姓氏名または通称)			写真欄 写真の裏に氏名を記入のこと サイズ 3.0cm×2.5cm		
	生年月日	西暦	年	月		日	携帯電話番号
	現住所	〒					
受講料	会員	円	銀行振込	(月	日	予定)
	非会員						

お願い: 本人確認のため受講申し込みの際は、運転免許証又は健康保険証の写し(表裏)を添付してください。

※ 技能講習修了証等における旧姓(通称)の併記について
 労働安全衛生規則に基づく様式が改正され、令和4年4月1日より技能講習修了証の氏名欄に、旧姓を使用した氏名及び通称を併記できることとなりました。旧姓等の併記を希望する方は、戸籍謄本、旧姓(通称)を併記した住民票、自動車免許証等いずれかの証明書を添付してください。

取扱い協会名

--